

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第10号の概要

請求内容	京都市立朱雀第四小学校エコ改修設計業務委託に係る技術提案書
所管課	教育委員会事務局総務部教育環境整備室
所管課の決定	公文書一部公開決定
審査会の結論	実施機関が行った公文書一部公開決定は、妥当である。
不服申立人の主張	<p>1 技術提案書第4号様式は、多大の時間と労力を費やしただけでなく、これまで蓄積してきた創意工夫、技術力やノウハウを駆使した創造的なものである。それは、設計・企画業務の性格上、社会的にも明らかである。公開され、弊社のアイデア、技術等を他の設計業者が知るところとなれば、営業上の不利益を受ける可能性がある。また、このプロポーザルの実施要項でも、「・・・豊かな創造性、高い技術力、業務への熱意を備えた設計者を選定するため・・・」と明記されている。</p> <p>2 具体的なデザインを表現しなくとも、プランや技術やノウハウなど創造の表現は行われており、それは弊社独自のものであり、保護する内容に値する。</p> <p>3 条例第2条第2号に公文書は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画」とある。ここでいう取得された公文書として扱えるか疑問であり、またプロポーザルの性格上、京都市の一存で扱える情報ではなく、承諾がない場合、技術提案書の扱いには十分配慮されるべきである。</p> <p>4 公共建築コンペでは、プロポーザル提案内容は非公開が通例である。技術提案書作成に関する説明書に「・・・請求者に公開することがあります」とあるが、この一文が存在することをもって直ちに公開の理由とはならないと考える。</p>
所管課の主張	<p>1 技術提案書は、受託候補者を選定するためにプロポーザル第2次審査対象者から実施機関に提出されたものであり、条例第2条第2号「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」に該当することから、公文書であると認められる。</p> <p>2 技術提案書第4号様式は、「京都市立朱雀第四小学校エコ改修基本構想」の考え方にに基づき作成されたものであり、朱雀第四小学校の教育内容や施設環境等を条件としてはじめて効果を持つものであるため、その内容をそのまま他社が他の施設に引用しようとしても教育内容や施設状況が異なることから、有効性はなく、公開が異議申立人の正当な利益を明らかに害するとはいえない。また、技術提案書第4号様式に記載されている環境に配慮した技術は一般的な技術であり、異議申立人以外の他者の技術提案書においても、これらの技術が使用されている。</p> <p>したがって、技術提案書第4号様式に異議申立人の主張する創意工夫、技術力やノウハウが含まれていたとしても、直ちに異議申立人の正当な利益を明らかに害するとはいえず、技術提案書第4号様式は条例第7条第2号に該当しないと考える。</p> <p>3 本件プロポーザルでは、平成22年6月25日付けでプロポーザル第1次審査対象者（異議申立人を含む。）へ送付した「技術提案書作成に関する説明書」（以下「説明書」という。）に「提出された技術提案書は、情報公開請求があった場合に受託候補者を選定した後、請求者に公開することがあります。」と記載している。つまり、実施機関は、技術提案書が公開されることを前提に技術提案書の提出を求めており、非公開にすることを条件として任意に提出を求めたものでは</p>

	<p>ない。したがって、技術提案書第4号様式は、条例第7条第3号に該当しないと考える。</p> <p>4 以上のことから、技術提案書第4号様式は非公開情報に該当しないため、公開することとしたものである。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 公文書該当性について</p> <p>技術提案書については、受託候補者を選定するためにプロポーザル第2次審査対象者から実施機関に提出され、その後、受託候補者を決定するに当たり実施機関が組織的に用い、本件公文書の一部として実施機関が保有しているものである。</p> <p>このことから判断すると、技術提案書は、条例第2条第2号に規定する公文書に該当する。</p> <p>2 非公開情報該当性について</p> <p>(1) 条例第7条第2号該当性について</p> <p>異議申立人は、技術提案書が公開され、異議申立人のアイデア、技術等を他の設計業者が知るところとなれば、営業上の不利益を受ける可能性があると主張する。しかし、技術提案書は、実施機関が作成した説明書に基づき作成することとされている。説明書には、「朱雀第四小学校エコ改修基本構想」を踏まえること、同小学校の伝統ある環境教育を守ること等の条件のもとで作成することとされている。したがって、技術提案書第4号様式の内容が公にされても、他の設計業者によりそのまま他の異なる教育内容や施設に転用されるおそれがあるとは認められない。</p> <p>審査会において、技術提案書を精査したところ、その内容は、おおむね環境省の「学校エコ改修と環境教育事業」のホームページ等で公表されている一般的な技術であることが認められた。また、他のプロポーザル参加業者の技術提案書第4号様式にも、同様の技術が記載されており、どの技術を選択し、それをどのように組み合わせるかという点に違いがあっても、異議申立人だけに固有の技術であるとは認められなかった。加えて、異議申立人からは、技術提案書第4号様式の具体的にどの部分を保護すべきかとの説明や主張もなかったため、当審査会としては、本件の技術提案書第4号様式について、特段、保護に値する箇所を見だし得なかった。</p> <p>以上のことから、本件プロポーザルについては、技術提案書第4号様式を公にすることにより、法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとは認められず、条例第7条第2号には該当しないと判断する。</p> <p>(2) 条例第7条第3号該当性について</p> <p>技術提案書は、(1)で述べたとおり、説明書に基づき作成されたものである。説明書には、本件プロポーザルに参加するためには、技術提案書を提出しなければならないこと、及び提出された技術提案書は、情報公開請求があった場合に受託候補者を選定した後、請求者に公開することがある旨、記載されている。異議申立人は、当該記載を了知したうえで技術提案書を実施機関に提出しているため、「公にしないとの条件で任意に提供した情報」には当たらないと認められる。</p> <p>以上のことから、技術提案書については、条例第7条第3号には該当しない。</p>